

国際法定計量機関を設立する条約

— **Convention Instituant Une
Organisation International
Métrologie Légale** —

1968年1月改正発効

産業技術総合研究所

計量標準管理センター国際計量室

国際法定計量機関を設立する条約

この条約の当事国は、計量器の使用から生ずる技術上及び行政上の諸問題を国際的に解決することを希望し、並びにそれを達成するため当事国の努力を調整することが重要であることを認識して、次に定める国際法定計量機関を創設することを合意した。

第1章 機関の目的

第1条

国際法定計量機関を設立する。

この機関は次のことを目的とする。

1. 次のものに関する資料及び情報の中央機関を構成すること。
法規の適用を受ける計量器の検定及び取締りを行なう各種の国家機関
前記の計量器の原理、構造及び使用
2. 計量器及びその使用に関する各国の現行の法令を、その規定の完全な解釈に必要なその国の憲法上及び行政法上の注釈を附して、翻訳し、及び刊行すること。
3. 法定計量に関する一般原則を定めること。
4. 法定計量に関する立法上及び規制上の諸問題でその解決が国際的利益たるものを方法及び規則の統一を目的として、研究すること。
5. 計量器及びその使用に関する模範的法案を作成すること。
6. 計量器の検定及び取締りを行なう模範的機関の組織の具体案を作成すること。
7. 計量器が加盟国により承認されるため及びその使用が国際的に推奨されるために満たして
いなければならない必要なかつ十分な特性及び品質を定めること。
8. 機関の各加盟国の度量衡機関その他の法定計量関係機関の間の連絡を容易にすること。

第2章 機関の構成

第2条

この条約の当自国は、機関の加盟国とする。

第3条

機関は次のものからなる。

- 国際法定計量会議
- 国際法定計量委員会
- 国際法定計量事務局

これらのものについては、以下に定める。

国際法定計量会議

第4条

会議は、次のことを目的とする。

1. 機関の目的に関する問題を研究し、及びそれらの問題について決定を行なうこと。
2. 機関の事業の遂行の任に当る指導機関の構成を確保すること。
3. この条約に従って設立される各種の法定計量機関がその事業の成果について提出する報告を研究し、及び承認すること。

特定の国の固有の立法及び行政に関するすべての問題は、その国の明示の要請がある場合を除くほか、会議の管轄外とする。

第5条

- この条約の当事国は、加盟国の資格で会議の構成員となり、第7条に定めるところに従って会議に代表者を送り及びこの条約に定める義務を負う。
- 次の者は、加盟国とは別に、準加盟国の資格で会議の構成員となることができる。

1. まだこの条約の当事国となることができないか又は当事国となることを希望しない国又は領域
2. 機関の活動に関する活動を行なう国際団体

- 準加盟国は、会議に代表を送らないが、単に発言権を有するオブザーバーを派遣することができる。準加盟国は、加盟国が支払う分担金を支払う必要はないが、自己が要求することができる役務の提供に要する費用及び機関の刊行物の購読料を負担しなければならない。

第6条

加盟国は、自国が所有する資料で機関の任務の遂行に資すると認めるものを会議に提供することを約する。

第7条

- 加盟国は、3人以内の正式の代表者を会議の会合に派遣する。これらの者のうち1人は、できる限り、その国の度量衡機関その他の法定計量関係機関に勤務する現職の公務員でなければならない。
- これらの代表者のうち1人のみが投票権を有する。
- これらの代表者には、全権委任状を交付する必要はないが、特別の事情があり、かつ、特定の問題に関する場合において、委員会の要請があったときは、この限りでない。
- 各国は、自国の代表者の会議への派遣に関する費用を負担する。
- 政府の代表者でない委員会の委員は、会議の会合に出席し、かつ、発言する権利を有する。

第 8 条

- 会議は、第 1 条に定める分野において、加盟国の共同の行動のために行なうべき勧告を決定する。
- 会議の決定は、出席加盟国の数が加盟国の総数の 3 分の 2 以上であり、かつ、当該決定が投票数の 5 分の 4 以上を獲得した場合のみ実施することができる。投票数は、出席加盟国の数の 5 分の 4 以上でなければならない。
- 棄権及び白票又は無効の票は、投票とは認めない。
- 決定は、情報、研究及び勧告のため直ちに加盟国に通報する。
- 加盟国は、できる限りその決定を実施する道義的責任を負う。
- もっとも、会議、委員会及び事務局の組織、管理、運営及び内部規則並びにこれらに類するあらゆる問題に関する表決については、当該決定を直ちに執行することができるものとするためには、絶対多数をもって足りる。出席加盟国及び投票の最小限度の数は、前記と同様とする。可否同数の場合には、議長の職にある代表者が属する加盟国の票により決定する。

第 9 条

会議は、各会期について、議長 1 人及び副議長 2 人を選挙する。事務局長は、書記として、議長及び副議長を補佐する。

第 10 条

- 会議は、委員会の委員長の招集により、又は支障のある場合において事務局長が委員会の委員の半数以上から要請を受けたときは事務局長の招集により、少なくとも 6 年ごとに会合する。
- 会議は、その事業の終りに、次回の会合の場所及び日を定め、又はそれを定めることを委員会に委任する。

第 11 条

- 機関の公用語はフランス語とする。
- もっとも、会議は、その事業及び討議のために他の 1 又は 2 以上の言語の使用を認めることができる。

国際法定計量委員会

第 12 条

第 1 条に定める業務は、会議の実施機関である国際法定計量委員会が企画し、及び遂行する。

第 13 条

- 委員会は、機関の各加盟国の 1 人の代表者からなる。
- これらの代表者は、それらの者が属する国の政府により指名される。

- これらの代表者は、計量器関係機関の現職の公務員又は法定計量の分野において現に公職にある者でなければならない。
- これらの代表者は、この要件を満たさなくなったときは、直ちに委員でなくなり、関係政府は、その後任者を指名しなければならない。
- これらの代表者は、その経験、助言、及び活動により委員会に利益をもたらすが、自国政府及び自己の所属機関を拘束しない。
- 委員は会議の会合に出席し、かつ、発言する権利を有する。委員は、その者が属する国の政府の会議における代表者の1人となることができる。
- 委員長は、協力を得ることが有益であると認める者を委員会の会合に招請し、かつ、発言させることができる。

第14条

計量に関する科学又は産業において貢献した自然人又は委員会の旧委員は、委員会の決定により、名誉委員の資格を受けることができる。これらの名誉委員は、会合に出席し、かつ、発言することができる。

第15条

- 委員会は、委員長1人並びに首席及び次席の副委員長各1人を委員のうちから選出する。これらの者は、6年の任期で選出され、再任されることができる。ただし、その任期は、委員会の1会期から次回の会期までの期間に満了するときは、当該次回の会期まで自動的に延長される。事務局長は、書記として、これらの者を補佐する。
- 委員会は、その任務の1部を委員長に委任することができる。
- 委員長は、委員会により委任された任務を遂行し、及び、委員会に代って緊急の決定を行なう。委員長は、委員に対し、最短期間内にこの決定を通知し、及びこれについて説明を行なう。
- 委員長は、委員会及び関係諸団体の両者にとって共通の関心がある問題が生ずる可能性があるときは、それらの団体に対して委員会を代表する。
- 委員長の不在、支障、解任、辞任又は死亡の場合には、首席の副委員長がその職務を行なう。

第16条

- 委員会は、委員長の招集により、又は支障のある場合において事務局長が委員の半数以上から要請を受けたときは事務局長の招集により、少なくとも2年ごとに会合する。
- 通常の会期は、特別の理由がある場合を除くほか、事務局が所在する国で開催する。
- もっとも、情報に関する会合は、その他の加盟国の領域内で開催することができる。

第17条

- 支障があつて会合に出席することができない委員は、自己の代理としてその同僚の1人に投票を委任することができる。この場合には、同一の委員は、自己の票のほか、2以上の他の

票を有することはできない。

- 決定は、出席委員及び代理を委任した委員の数が委員会の委員として指名された者の数の4分の3以上であり、かつ、議案が投票数の5分の4以上を獲得した場合にのみ有効とする。投票数は、会合における出席委員及び代理を委任した委員の数の5分の4以上でなければならない。
- 棄権及び白票又は無効の票は、投票とは認めない。
- 委員会は、1会期から次の会期までの期間において、特別の場合には、通信により審議することができる。
- この方法で行なわれる決議は、すべての委員がその意見を問われ、かつ、当該決議が投票により一致して承認された場合にのみ有効とする。ただし、投票数が指名された委員の数の3分の2以上であることを条件とする。
- 棄権及び白票又は無効の票は、投票とは認めない。委員長が定める期間内に回答がないときは、棄権したものとみなす。

第18条

- 委員会は、加盟国の権限のある機関に対し、あらかじめそれらの機関の正式の同意を得て、特別の調査、実験的研究及び実験室的作業を委託する。これらの業務が費用を必要とするときは、その同意には、機関がその費用をいかなる割合で負担するかを明示するものとする。
- 事務局長は、これらの業務の全体を調整し、かつ、取りまとめる。
- 委員会は委員が定めるところに従って行動する作業団体又は技術上若しくは法律上の専門家に対し、永続的に又は一時的に、ある種の業務の一部を委託することができる。これらの業務が報酬又は補償を必要とするときは、委員会は、その額を定める。
- 事務局長は、前記の作業団体又は専門家団体のため書記役を引き受ける。

国際法定計量事務局

第19条

- 会議及び委員会の運営は、委員会の指揮及び監督の下にある国際法定計量事務局が行なう。
- 事務局は、会議及び委員会の会合を準備し、それぞれの構成員の間の連絡をとり、並びに加盟国若しくは準加盟国又はそれらの国の関係機関との連絡を維持する任務を有する。
- 事務局は、また、第一条に定める研究及び事業を遂行し、議事録を作成し、並びに加盟国に無償で配布する機関紙を発行する任務を有する。
- 事務局は、第一条に定める資料及び情報の中央機関を構成する。
- 委員会及び事務局は、会議の決定の実施を担当する。
- 事務局は、実験的研究及び実験室的作業を行なわない。ただし、事務局は、機械器具の構造及び作動の様式を研究するために適当な設備をもった展示室を設置することができる。

第20条

事務局の所在地は、フランスとする。

第21条

- 事務局の職員は、委員会が任命する局長及び局員並びに局長が任用する常勤の又は臨時の雇員からなる。
- 事務局の職員及び必要な場合には第18条に定める専門家は、報酬を受ける。これらの者は、俸給若しくは給料又は委員会が定める額の補償を受ける。
- 局長、局員又は雇員に関する規則、特に任用、職務、規律及び退職の条件に関する規則は、委員会が定める。
- 事務局の雇員の任用、解雇又は免職は、局長が決定する。ただし、委員会が指名する者については、委員会の決定によらなければ同様の取扱いをすることができない。

第22条

- 局長は、委員会の監督及び指示の下に事務局の運営を担当し、委員会に対し責任を有し、並びに通常の会期ごとに業務報告を委員会に提出しなければならない。
- 局長は収入を徴収し、予算を作成し、すべての人件費及び物件費を負担し、及び支払い、並びに機関の資金を管理する。
- 局長は、職権上会議及び委員会の書記となる。

第23条

加盟国政府は、事務局が公益性を認められ、法人格を与えられ、かつ、一般に、各加盟国の現行の法令によって政府間機関に通常与えられる特権及び便宜を享受することを有することを宣言する。

第3章 会計規定

第24条

会議は、1会期から次回の会期までの期間に等しい会計期間について、次のものを決定する。

- 機関の運営費を支弁するために必要な経費の総額
- 臨時の義務的な費用に充てるため及び収入の不足の場合において予算の執行を確保するために留保しておくべき経費の年額
- 経費は金フランで計上する。金フランとフランス・フランとの平価は、フランス銀行が定めるものとする。
- 委員会は、会計期間中に於て、この期間の業務を遂行するため又は経済条件の変化に対処するため経費の増額が必要であると認めるときは、その旨を加盟国に要請することができる。
- 会計期間中の満了の時までに会議が会合を行わず、又は審議を有効に行なうことができなかったときは、会計期間は、次回の有効な会期まで延長される。当初に定められた経費は、この延長された期間に比例して増額される。
- 委員会は、会計期間中に、定められた経費の範囲内で、その1会期から次回会期までの期間

に等しい予算執行期間に係る運営費の額を決定する。

- 委員会は、随時使用することができる資金の運用を管理する。
- 予算執行期間の満了の時までに委員会が会合を行わず、又は審議を有効に行なうことができなかつたときは、委員長及び事務局長は、満了した予算執行期間に係る予算の全部又は1部を次回の有効な会期まで更新する事を決定する。

第25条

- 事務局長は、機関の運営費について、その支出を負担し、及びその支払を行なう権限を有する。
- 事務局長は、委員会の同意を得ない限り、次のことを行なうことができない。
- 臨時の費用を支払うこと。
- 収入の不足の場合に予算の執行を確保するために必要な資金を予備費から支出すること。
- 予算の剰余金は、会計期間中はいつでも使用することができる。
- 事務局長による予算の管理は、委員会の監督を受けるものとし、委員会は、各会期ごとにその予算の管理を検査する。
- 委員会は、会計期間の満了の時に、会議に対し、決算報告書を提出し、その検査を受ける。
- 会議は、予算の剰余金の用途を決定する。この剰余金は、加盟国の分担金を軽減するために充てるか又は予備費に繰入れることができる。

第26条

機関の経費は、次のものによって支弁される。

1. 加盟国の年次分担金

- 1) 会計期間の分担額の総額は、2から5までに掲げる収入の見積りを考慮し、会議が定める経費の額に応じて決定する。
- 加盟国は、それぞれの分担額の算定のため、それぞれの国の本土及びその国が代表する旨を宣言した領域の総人口に応じて、次の4等級に分けられる。

- 1 等級 人口千万以下のもの
- 2 等級 人口千万をこえ4千万以下のもの
- 3 等級 人口4千万をこえ1億以下のもの
- 4 等級 人口1億をこえるもの

- 人口数については、百万未満の端数は、切り捨てる。
- いずれかの国においては計量器の普及度が明らかに平均以下であるときは、その国は、その人口に応じて定められる等級より下位の等級に置かれるよう要請することができる。
- 分担額は、等級に応じて、1.2.4及び8の動合で定める。
- 各加盟国の分担額は、年次分担金を定めるため、会計期間の全年にわたって等分される。
- 収入の変動を緩和する安全措置を当初から確立するため、加盟国は、次年度以後の年次分担

金の前払に同意する。この前払の額及び期間は、会議が定める。

- 会計期間の満了の時までに会議が会合を行わず、又は、審議を有効に行なうことができなかったときは、年次分担金は、会議の有効な会期まで同率で延長される。
2. 刊行物の販売から生ずる収入及び準加盟国に対する役務の提供から生ずる収入
 3. 機関の資金の運用により生ずる所得
 4. 新たに加盟する国の当該会計期間についての分担金及び加入金、再加盟国の未払分担金及び加入金並びに払込みを中止した後再び払い込みを始めた加盟国の滞納分担金
 5. 補助金、寄付金、贈与又は遺贈及び各種の収入
- 特別の事業を行なうことを可能にするため、加盟国は、臨時の補助金を提供することができる。この臨時の補助金は、一般予算には含まれず、これについては、特別の勘定が設けられる。
 - 年次分担金は、金フランで算定する。この分担金は、フランス・フラン又は交換可能な通貨で払い込まれる。金フランとフランス・フランとの平価は、フランス銀行が定めるものとする。適用される比率は、払込日における比率とする。
 - 年次分担金は、各年の初めに事務局長あてに払い込まれる。

第 27 条

委員会は、第 24 条から第 26 条までに掲げる一般的規定に基く会計規則を定める。

第 28 条

- 第 36 条に規定するいずれかの期間中に機関の加盟国となる国は、その期間の満了まで拘束され、かつ、加入の後には既加盟国と同様の義務を負う。
- 新加盟国は、機関の財産の共有者となり、その結果として、会議が定める加入金を払い込まなければならない。
- 新加盟国の年次分担金の額は、加入書又は批准書の寄託の年の翌年の 1 月 1 日に加入したものと計算する。経過中の年については、その国の年次分担金の額の 12 分の 1 に払い込むべき月数を乗じた額を払い込むものとする。この払込みは、経過中の年について定めた他の加盟国の年次分担金の額を変更するものではない。

第 29 条

- 引き続いて 3 年間分担金の払込みを履行しない加盟国は、当然脱退したものとみなされ、加盟国の名簿から除かれる。
- もっとも、会議は、財政困難の時期にあつて一時的にその義務を履行することができない加盟国の事情について調査するものとし、場合によっては、猶予又は減免を当該加盟国に対して認めることができる。
- 加盟国の除名の結果として生ずる収入の不足は、第 24 条に定めるところに従って設けられた予備費からの支出により補充される。

- 任意に脱退した加盟国及び除名された加盟国は、機関のすべての財産に関する共有権を失う。

第 30 条

- 任意に脱退した加盟国は、単なる申請により、再び加盟することができる。この加盟国は、新加盟国とみなされるが、加入金は、脱退の日から 5 年をこえる場合にのみ請求することができる。
- 除名された加盟国は、除名の時に未払いであった分担金の支払を条件として、単なる申請により再び加盟することができる。この未払い分担金は、最加盟前の分担金を基礎として計算される。この加盟国は、新加盟国とみなされるが、加入金は、過去の分担金を考慮して、会議が定めた割合で計算する。

第 31 条

機関が解散するときは、資産は、解散の日において分担金を完納している加盟国間で行われる合意を条件とし、かつ、現職の又は退職した職員の契約上の又は既得の権利を害することなく、過去の分担金の総額に比例して加盟国間で分配する。

第 4 章 一般規定

第 32 条

- この条約は、1955 年 12 月 31 日まで、フランス共和国外務省において署名のため開放される。
- この条約は、批准されるものとする。
- 批准書は、フランス共和国政府に寄託されるものとし、同政府は、各署名国にその寄託の日を通告する。

第 33 条

- この条約に署名しなかった国は、第 32 条に定める期限の満了後にこの条約に加入することができる。
- 加入書は、フランス共和国政府に寄託されるものとし、同政府は、すべての署名政府又は加入政府にその寄託の日を通告する。

第 34 条

- この条約は、16 番目の批准書又は加入書の寄託の後 30 日で効力を生ずる。
- この条約は、その効力発生の日の後にこれを批准し又はこれに加入した国については、その国による批准書又は加入書の寄託の後 30 日で効力を生ずる。
- フランス共和国政府は、この条約の効力発生の日を各加盟国に通告する。

第 35 条

- すべての国は、署名若しくは批准の時又は他のいかなる時においても、自国が国際的に代表する領域の全部又は一部にこの条約を適用する旨を、フランス共和国政府にあてた通告により宣言することができる。
- この条約は、フランス共和国政府がこの通告を受領した日の後 30 日目の日から、この通告において指定された 1 または 2 以上の領域に適用する。
- フランス共和国政府は、この通告を他の政府に通報するものとする。

第 36 条

- この条約は、最初の効力発生の日から 12 年間効力を有する。
- この条約は、有効期間の満了の少なくとも 6 箇月前にこの条約を破棄しない加盟国において、さらに 6 年間効力を有し、その後も同様とする。
- 廃棄は、フランス共和国政府にあてた書面による通告により行なわれるものとし、同政府は、その通告を加盟国に通報する。

第 37 条

機関は、会議の決定により解散することができる。ただし、会議における代表者が表決の時にそのための全権委任状を所持する場合に限る。

第 38 条

この条約の加盟国の数が 16 未満になるときは、会議は、この条約を無効なものとする必要があるかどうかについて加盟国と協議することができる。

第 39 条

- 会議は、この条約の改正を加盟国に勧告することができる。
- 改正を委託した加盟国は、フランス共和国政府に対し、その受諾を書面をもって通告するものとし、同政府は、受諾の通告を受領した旨を他の加盟国に通報する。
- 改正は、フランス共和国政府がすべての加盟国から受諾の通告を受領した後 3 箇月で効力を生ずる。改正がこうしてすべての加盟国によって受諾されたときは、フランス共和国政府は、すべての加盟国及び署名政府に対し、その旨をその効力発生の日とともに通報する。
- 改正の効力発生後は、いかなる政府も、その改正を受諾することなく、この条約を批准し、又はこれに加入することはできない。

第 40 条

- この条約は、フランス語により大書 1 通を作成されるものとし、同本書は、フランス共和国政府の記録に寄託されるものとする。同政府は、すべての署名政府及び加入政府に認証謄本を送付する。
- 以上の証拠として、下名の全権委員は、その全権委任状が良好妥当であると認められた後、この条約に署名した。

● 1955年10月12日パリで作成した。

- フランス及びフランスの海外領土並びに
テュニジア及びモロッコのために…………… Ant. ビネ
- ポーランドのために…………… J. ガイエフスキー
- イランのために…………… ライース
- ドミニカ共和国のために…………… フランコ
- スイスのために…………… サリ
- ベルギーのために…………… ギョーム
- オーストリアのために…………… アロイス・フオルグルーベル
- フィンランドのために…………… ヨハン・ヘロ
- デンマークのために…………… E. ヴェールム
- チェコスロヴァキアのために…………… スーチェク・グスタフ
- スペインのために…………… ホセ・ロハス.Y. モノーレ
- ソヴィエト社会主義連邦共和国のために…………… S. ヴイノグラードフ
- ハンガリーのために…………… イムレ・クタス
- ドイツ連邦共和国のために…………… マルツアン
- オランダのために…………… W. V. ブーツエレール
- ユーゴスラヴィアのために…………… ムスタファ・ヴィロヴィッチ
- モナコのために…………… ロセ
- ノルウェーのために…………… ロルフ・アンドヴォルド
- スウェーデンのために…………… K. I. ウエストマン
- インドのために…………… H. S. マリク
- キューバのために…………… アラヤ
- ルーマニアのために…………… ヴァシレ・アンカ